

浜松市火災予防条例の改正

施行日：令和6年（2024年）1月1日

1 蓄電池設備

◆ 規制単位・規制対象・届出対象が変更されました。（下表参照）

蓄電池設備などの電気貯蔵設備の潜在的リスクは蓄電容量の大きさに依存するとされるため、単位を kWh（キロワット時）に変更し、規制対象は 10kwh を超えるものとししました。ただし、10kwh を超えるものでも蓄電池容量及び出火防止措置の状況により、規制の対象から除かれる場合があります。

届出対象は、20kwh を超えるものとししました。

◆ 設置済みの蓄電池設備は新基準の対象外です。

令和5年12月31日までに設置された蓄電池設備には、改正後の基準は適用されません。

◆ 届出様式

規制単位の変更等により、届出様式が変更（令和6年1月1日から）となります。

変更後の様式については、浜松市消防局ホームページ内の様式を活用してください。

《改正後の規制対象・届出対象》

kWh (キロワット時)	規制対象		届出
10 以下	非該当		不要
10 超～20 以下	該当	・ 出火防止措置※有りの場合 非該当 ※令和5年消防庁告示第7号第二 JIS C8715-2 JIS C63115-2	不要
20 超	該当		必要

《比較表》

電池種別	アンペアアワー・セル	電圧 (ボルト)	電力量 kWh (キロワット時)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

2 固体燃料を熱源とする厨房設備

◆ 炭火焼き器の離隔距離を追加しました。

消防庁において炭火焼き器の離隔距離に関する検証が行われ、その結果に基づいた標準的な離隔距離が確立されたため、浜松市火災予防条例「別表3」に固体燃料を熱源とする炭火焼き器の離隔距離を追加しました。

今回の改正により、「炭火焼き器」の確保しなければならない離隔距離が追加されました。

(下表参照)

《改正前の離隔距離》

種 類		入 力	離 隔 距 離 (c m)			
			上 方	側 方	前 方	後 方
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

《新たに追加された離隔距離》

種 類				入 力	離 隔 距 離 (c m)			
					上 方	側 方	前 方	後 方
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

問合せ先 浜松市消防局予防課
電話 053-475-7542